

戦後後半期の離婚紛争の増加と社会統制(2・完) —離婚動向の法社会的解説—

小 谷 朋 弘

1. はじめに
2. 離婚法システムの機能拡大
3. 民主的教育制度の機能拡大 (以上第 33 卷第 2 号)
4. 自由平等な社会風潮の広がり
5. 総合的考察 (以上本号)

4. 自由平等な社会風潮の広がり

戦後後半期になると、男女の性と愛をめぐる自由奔放な動きが広がるとともに、女性の地位向上はさらに加速化する。そして注目されるのは、この時期、それまでタブー視されてきた「離婚」にかんするトピックスが多発している。その意味で、この時期の社会風潮を「自由平等な社会風潮」と捉えることができる。ここでは、「自由奔放な性と愛」「離婚の開放化」「女性の地位向上」の、3つのトピックスに分けて社会風潮を捉えてみよう。

(1) 自由奔放な性と愛

まず、「自由奔放な性と愛」からみてみよう。この時期、性と愛の自由奔放さを表すトピックスが多様な形で展開している。主要なものを挙げよう。

40 年・11PM (ナイトショーのはじめ)

・ピンク映画の氾濫 (年内 218 本、邦画の 4 割)

44 年・テレビ CM「オー、モーレッツ」(以後 CM での女性の身体の露出度が高くなる)

45 年・NHK が 3 日間をわたって、「母と子の性教育を考える」シリーズを放送、初めて性教育問題が取り上げられる。アウトセックス論が唱えられる

- 46年・日活ロマンポルノ「団地妻昼下がりの情事」が封切られる
 - ・「未婚の母」が問題化
 - 47年・劇画「同棲時代」が大流行
 - 50年・映画「エマニエル夫人」
 - 51年・映画「愛のコリーダ」
 - 58年・警視庁、愛人バンク第1号「夕ぐれ族」女社長を売春防止法違反で逮捕
 - 59年・テレビドラマ「くれない族の反乱」
 - 60年・テレビドラマ「金曜日の妻たちへ」で、「金妻」が流行語
- [平成]
- 6年・PTA全国協議会の調査で、中学2・3年の17%あまりがテレクラ体験のあることが判明
 - 8年・援助交際が話題となる
 - ・『失樂園』が出版され、映画化、テレビドラマ化される
 - 11年・厚生省、経口避妊薬（ピル）を医療用医薬品として承認
 - 14年・老年期の性愛を、主体的な生のエネルギーとしてとらえた映画「百合祭」上映
 - 17年・PTA連合会が性感染症予防のために高校生約1万人に実施した全国調査の結果で、高校3年生の性経験率は男子30%、女子39%であった

まず、映画に注目すれば、昭和46年（1971）に日活ロマンポルノ路線の第1作「団地妻昼下がりの情事」が封切られ、また49年（74）には「エマニエル夫人」、51年（76）には「愛のコリーダ」など、自由奔放な性を描いた映画が上映されている。映画「エマニエル夫人」は大ヒットし、奔放な行きずりの情事を楽しむことを意味する“エマニエルする”という言葉も生まれた。また、「愛のコリーダ」も、芸術性の高い作品ではあったが、全編微細なセックス描写ということもあり、大きな話題となった⁽¹⁾。

この時期は、テレビが家庭に普及し、その影響力は映画を超えるものとなった。そうした中で、59年（84）にはテレビドラマ「くれない族の反乱」が欲求不満の主婦の本音を現出して共感を呼び⁽²⁾、60年（85）にはテレビドラマ「金曜日の妻たちへ」が放送され、「金妻」なる流行語を生み出した。そして平成8年（96）には、渡辺淳一『失樂園』が出版され、映画化やテレビドラマ化を通じて話題を集めた。こうした「不倫」ドラマが、社会の表舞台

へ登場することによって、夫婦の絆はより一層危機的状況におかれることとなった。サトウサンペイの4コマ漫画は、そうした当時の世相を諧謔的に描いている(4コマ漫画「不倫」)。

また、『週刊漫画アクション』に連載された、上村一夫の劇画「同棲時代」は、一種の倦怠感、虚脱感と中でもがく若者の姿が共感を呼んだが、他方でそれは、「同棲」ブームを巻き起こすことになり、結婚規範の弛緩を示すトピックスでもあった。なお、由美かおる主演で映画化され、大信田礼子の歌「同棲時代」も流行った。

夫婦外性関係を公然と容認するとともに、また婚前性関係を許容する寛容な性意識は社会全体へと広がりをもせており、CMの世界や中高生の性体験にも顕著に表れている。CM「オー・モーレッツ」は、テレビコマーシャル界にお色気旋風を巻き起こしたコマーシャルの第一弾である。丸善(出所)サトウサンペイ『フジ三太郎名場面集』朝日新聞社、1991年。

うような女性の声。モデルの小川ローザは、これで一躍スターになった。子どもたちの間に「モーレッツごっこ」と称する「スカートめくり」が流行。

一方、この時期、「テレクラ」(正式には「テレホンクラブ」)なるものが流行ったが、それは、それまでの個室マッサージにとって代わったもので、新風営法以後の新商売。会員になった男性のみを電話のある小さな個室に入れ、そこに電話をかけてきた女性とお喋りをするシステム。“双方にその意思あり”の時は実際に会い、ホテルに行く。PTA 全国協議会の調査によれば、少なからぬ中学生がテレクラを体験しており、また、同協議会の別の調査で

「不倫」



82-10-16 (出所) サトウサンペイ『フジ三太郎名場面集』朝日新聞社、1991年。

は高校生の性経験率も高まってきている。そして、こうした若者の性意識の変化で注目されるのは、性教育問題が昭和45年(70)という早い時期に公共放送で取り上げられたことである。それ以降、性に対する若者たちの関心が急速に広がりみせた⁽³⁾。

以上のように、この時期は性開放的な社会風潮がさらに広がるとともに、若年層の性の開放化に拍車がかかった。そして、こうした性規範の弛緩は、夫婦の絆を弱める方向で機能した。

(2) 「離婚」の開放化

この時期、自由奔放な男女の性愛が広がる一方で、「離婚」の社会的露出が顕著となった。主なトピックスを挙げておこう。

55年・映画「クレイマー・クレイマー」

60年・「家庭内離婚」という言葉が流行

62年・円より子『離婚を選んだ女たち』時事通信社

63年・劇画『離婚時代』が出版される

[平成]

3年・円より子『離婚女性成功物語』時事通信社

4年・石坂晴海『X一の女たち』扶桑社

6年・金原みはる『女が離婚を決意するとき』

7年・英チャールズ皇太子とダイアナ妃離婚に合意

8年・鈴木喜久子『妻たちが別れを告げるとき』河出書房新社

9年・テレビドラマ「成田離婚」

・離婚情報誌『リズ』創刊

12年・『妻からの三くだり半』新潟日報事業社

16年・テレビドラマ「離婚弁護士」

・テレビドラマ「離婚妻探偵」

・テレビドラマ「冗談でしょう！離婚予定日」

・テレビドラマ「離婚旅行」

17年・テレビドラマ「熟年離婚」

・中村久留美『離婚バイブル』

- 18 年・岡野あつこ『熟年離婚』英知出版
 ・池内ひろ美『熟年離婚の損と得』ワニブックス
 19 年・井戸美枝『熟年離婚をしている場合か!』

まず、映画に目を向けると、ダスティン・ホフマン主演のアメリカ映画「クレイマ・クレマー」が注目される。これは、妻の家出で子育てに専念した夫の奮闘を描くとともに、妻の自立への決意の強さを示したものであった。映画は、クレイマー家族（父子家庭）なる新語を生み、大評判となった。

映画よりも影響力をもつテレビの世界にも、平成になって離婚をテーマにしたドラマが陸続と登場してきた。平成 9 年（1997）の「成田離婚⁽⁴⁾」、16 年（2004）の「離婚弁護士」「離婚妻探偵」「離婚予定日」「離婚旅行」、そして 17 年（05）の「熟年離婚」と続く。渡哲也と松坂慶子による「熟年離婚」は、平均視聴率が 20 % を記録し、最終回は 30 % を超えた。熟年世代の離婚願望の多さを改めて示した⁽⁵⁾。

出版の世界でも、離婚をタイトルにした著作が陸続と出されている。林郁『家庭内離婚⁽⁶⁾』は、離婚には至らないまでもすでに「ほとんど離婚」状態にある夫婦の実態を描き出したもので、「家庭内離婚」は流行語となった。そのほか離婚をプラスイメージで描いた『離婚女性成功物語』、夫に三行半を突きつける妻たちの姿を活写した、『X一の女たち』『妻たちが別れを告げるとき』『妻たちの三くだり半』などが出されている。『妻たちの三くだり半』には、「薄れゆく夫婦の一体感」をはじめ、「不器用で生活能力ゼロ」「心が通わないセックス」「いきなり暴力夫に変身」「なぜか言葉が通じない」など、結婚生活の中で次第に疎ましくなってくる夫の行為にスポットライトが当てられている。「薄れゆく夫婦の一体感」には次のような事例が述べられている⁽⁷⁾。

主婦の直子さん（38）。結婚歴 13 年。自営業の夫（40）は帰りが遅い。「お風呂に一週間入らなくても平気。だらしがないが。すぐごろごろする」。子供の前でも「そういう風

に育てられたからだね」と悪く言ってしまう。(中略)

直子さんは「だんなが休みだと疲れる。だって手を抜いていると思われたくないからご飯ちゃんと作らないといけないし、部屋汚されるし、だんなが自分だけ悠々とふんぞり返っているのを見るとしゃくに障る」とこぼす。

キミ子さん (43) と夫 (49) は5年ほど前から寝室を別にしている。「引っ越しをきっかけにしたんですけど。いびきと歯ぎしりがひどいんです。あと、水虫とインキンタムシ。テレビを見ながら水虫をかくんですよ。もう嫌になりましたね。私も子供も夫の入ったふろには入りません」。セックスは4年間ないままだ。

ここには、相互に高め合うというパートナーシップが崩壊した夫婦の姿が映し出されている。とりわけ、妻にとってはもう夫は自分を高めてくれる相手ではない。妻の心にフツフツと“離婚”の二文字が浮かぶ。

そして今日では、離婚のノウハウを満載した『離婚バイブル』をはじめ、『熟年離婚』『熟年離婚の損と得』『熟年離婚をしている場合か!』など中高年世代の、いわゆる熟年離婚に関する著作が多く出版されている。

また、劇画の世界でも離婚問題に関心が集まり、昭和63年(1988)には『離婚時代』が出版されている。そこでは夫が妻の気持ちに気づかぬ間に妻の側では離婚の意思を着々と固めている姿が描かれている。そうした中で、平成9年(97)には、専門雑誌として「離婚情報誌」なるものさえ出されるに至っている。エリザベス・テラーの愛称リズをタイトルにしたこの雑誌の創刊号冒頭には、あたらしい人生を歩み出すために必要な「決意」について、次のように語る⁽⁸⁾。

かつて、結婚を永久就職と呼ぶ時代がありました。そう、結婚と就職は良く似ています。ただしそれは、現代にも通用する考えとは言えません。

なぜなら就職とは、すでに確かに存在する会社組織に属していくということで、必要な作業さえこなしていれば、よほどのことがない限り解雇されないという保証も含んだシステムだからです。

女性が「嫁」として、ただ相手の「家」に「属していくだけ」だった、家制度に支配されていた時代ならともかく、現代における結婚は、もはやかつてのような「就職」で

はなくなっています。

そう、現代においては、結婚は「起業」にひとしい行いであると、『LIZ』編集部は考えます。結婚とは、自立した人格を持つ大人同士が、まるで会社を一から興していくように、生涯を賭けて、何か新しいものを生み出していこうとする、壮大かつすばらしい計画のことではないでしょうか。

結婚が起業、共同経営であるならば、離婚は解雇ではなく、会社解散です。

別のパートナーを見つけ、あらたな会社を興してゆくのもよし。子どもたちという部下を、あなた一人の力で守り、はぐくんでゆくのもよし。

あるいは、「会社解散」を目前に、会社を経営するということの重みを痛感して、共同経営者との意志の疎通をもう一度図ってみることに、おおきな意義があるのではないのでしょうか。

ただし、どんな行動を起こしてゆくにせよ、決意は必要なのです。

『LIZ』編集部は、あなたの決意に触れたいと考えます。それがどんな決意であれ…。

『リズ』は、離婚情報専門誌として女性の離婚相談的役割を担い、家庭問題を抱えた女性たちの力強い支援となった。

多くの離婚関連トピックスの中で、とくに注目されるのは英国のダイアナ妃とチャールズ皇太子との離婚劇である。多くの人々から愛されていたダイアナ妃の離婚には同情とともに離婚への共感が生まれるとともに、ロイヤルファミリーの離婚劇からは、離婚につきまとう「偏見」や「差別意識」の払拭という効果が生じた。

戦後後半期には、以上のような離婚関連の多様なトピックスのもとに、離婚のイメージ転換が急速に進んだといえる。

(3) 女性の地位向上

この時期には、それまで進んできた女性の地位向上がさらに加速化される。主なトピックスを取り上げてみよう。

41 年・東京地裁、「住友セメント事件」ではじめて、結婚退職制は無効と判決

42 年・ILO100 号条約「同一価値の労働について男女労働者に対する同一報酬に関する

- る条約」を国会で承認
- 43年・千葉地裁、女子公務員に対する結婚退職誓約書に基づく免職処分を無効と判決
- 44年・文部省学校基本調査、女子の高校進学率79.5%、はじめて男子79.2%を上回る。また小学校の女子教員が5割を越す
- ・東京地裁、「東急機関工業事件」ではじめて、女子の30歳定年制は男女差別で無効と判断
 - ・福岡高裁、離婚訴訟で妻の内助の功に初めて2000万円を超える財産分与を支払えとの判決を出す
- 45年・東京渋谷でウーマンリブの第1回大会開催
- ・中根千枝、女性初の東大教授となる
 - ・『an・an』創刊
- 46年・わが国初の男女同一賃金の公判闘争。秋田相互銀行の女性行員7人が、男女賃金差別を労基法違反として初の訴訟。男女別賃金表が決め手となり50年4月勝訴する
- ・名古屋地裁が「名古屋放送事件」で女子若年定年制を無効と判断
 - ・『non・no』創刊
- 49年・野田愛子、初の女性高裁判事（東京高裁）就任
- 50年・国際婦人年が設けられる。国連総会、1976年から85年を「国連婦人の10年」と決定
- ・衆参両院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の地位向上をはかる決議」が採択される
 - ・ハウス食品の「ワタシつくる人ボク食べる人」のCMが、男女差別として指摘され、放送中止となる
- 52年・『More』『クロワッサン』創刊
- 54年・日本女性学会発足
- ・第1回東京国際女子マラソン。女性の肉体的身体的強靭さが鮮烈な印象を与えた
 - ・「キャリア・ウーマン」の登場、「翔ぶ女」が流行
- 55年・『COSMOPOLITAN』『とらばーゆ』創刊
- ・NHK朝の連続ドラマ「おしん」の爆発的人気、最高視聴率63%
- 56年・最高裁、日産自動車の男女別定年制につき無効の判決
- ・政令指定都市で初の女性区長（大阪市大淀区）誕生
 - ・神戸商船大学の受験制限解除全国国立大学女子に門戸開放
- 57年・河村喜久江、女性初の税務署長就任
- 58年・『Say』『ViVi』『Free』『Lee』など女性雑誌の創刊相次ぐ

- 60 年・労働力調査によれば、働く主婦が全体の半数を超える
- ・女子差別撤廃条約批准 (発効 7 月 25 日)
 - ・男女雇用機会均等法が成立 (61 年 4 月施行)
- 61 年・土井たか子、日本初の女性党首誕生
- ・鳥取地裁、夫婦間レイプで夫に有罪判決
- 63 年・『日経 Woman』『Hanako』など、史上空前の女性誌創刊ブーム
[平成]
- 元年・文部省が新学習指導要領を告示。高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術
- ・家庭科における男女同一の履修指示
 - ・マスオさん現象 (逆玉) が話題
- 2 年・女子大生 100 万人突破
- ・池川順子、女性初の 4 年制国立大学長
 - ・若い世代のアッシー君、定年後の濡れ落ち葉族など、男性の地位の低落傾向を示す言葉が流行
- 3 年・育児休業法成立 (4 年施行)
- 4 年・森山真弓、女性初の文部大臣に就任
- ・日本産科婦人科学会「高年初産婦」の定義を 30 歳から 35 歳に引き上げることを発表
 - ・福岡地裁、わが国初のセクシャル・ハラスメント裁判において原告の女性の主張を全面的に認める
- 5 年・労働省、「職場のセクハラ」の概念整理を初めて行う
- 6 年・高橋久子、女性初の最高裁判事に就任
- ・向井千秋、日本女性初の宇宙飛行
 - ・高校の家庭科が男女必修になる
 - ・日弁連「両性の平等に関する委員会」により全国一斉「女性の権利 110 番」が設置される。「夫婦間暴力」など相談
- 7 年・総理府「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催
- 8 年・城西国際大学大学院に日本で初の女性学専攻修士課程開設
- 9 年・雇用機会均等法の改正
- ・東京都「『女性に対する暴力』に関する調査」を実施
- 10 年・文部省、大学・短大・高専での教員の学生に対する初のセクシャルハラスメント防止策について調査
- ・連合の調査によると、女性の旧姓使用を認めている職場は民間・官公庁合わせて 32.0 %
- 11 年・男女共同参画社会基本法の制定

- ・ 児童福祉法施行令が改正され女性男性とも「保育士」に統一
- 13年・DV防止法施行
- 15年・被害者と両親に対するセクハラ慰謝料
 - ・ 性差別による賃金格差訴訟 (昭和シェル退職女性のケース)
- 16年・九州大学病院で永田祥子が院長に就任。国立大付属病院では初
 - ・ 国家公務員採用I種試験などに合格した中央省庁のいわゆる「キャリア組」の採用内定状況では、内定者のうち女性が134人で全体の20.7%を占め、過去最高を更新
- 19年・欧米より少ない女性科学者を増やすため、文科省による「女子中高生理系進路選択支援事業」始まる

まず、男女格差の制度改革からみてみよう (表1)。昭和41年 (1966) には、東京地裁で、「住友セメント事件」にかんし、女性だけに結婚退職制をとることは性別を理由とする差別であり、かつ結婚の自由を制限するものであり、否定されるべきものであるという画期的な判決が出された。また昭和46年 (71) には、出産退職制にかんする初のケースである「三井造船事件」で無効の判決が下されている。女子若年定年制についても昭和44年 (69)、47年 (72) に相次いで無効の判決が出され、男女別定年制についても昭和56年 (81)、最高裁で無効の判決が出された (写真「30歳定年制に抗して」)。このようにして、性別役割分業を徹底し女性を家庭に閉じ込めようとしてきた職場の諸制度が解消されるようになり、自立の道が開かれることとなった。

職場における差別解消の力となったのが、女性自身の力であったが、この時期注目すべきウーマン・パワーの組織化がなされている。昭和45年 (70) に、東京渋谷で、「解放のためー性差別への告発」をスローガンに日本初のウーマン・リブ大会が開催され、その後東京を中心にリブ・グループが続々と結成された。ちなみに、ウーマン・リブとは、正しくは Women's Liberation で、女性自身の手による女性解放運動のことである。アメリカを中心に1960年代後半から各国で盛んになった。性別による差別の撤廃、女性が指導的地

表 1 女性労働関係判例

〈男女別定年〉	〈若年定年〉	〈結婚退職〉	事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等	
伊豆シヤボテン公園地位 保全仮処分申請事件(定 年年齢男子五七歳、女子 四七歳)	日産自動車地位保全賃金 支払仮処分申請事件(定 年年齢男子五五歳、女子 五〇歳) 日産自動車雇用関係係統 確認等請求事件(定年年 齢男子五五歳、女子五〇 歳、昭和四八年四月一日 以降男子六〇歳、女子五 五歳)	東急機関工業地位保全仮 処分申請事件(定年年齢 男子五五歳、女子三〇歳) 名古屋放送地位保全仮処 分申請事件(定年年齢男 子五五歳、女子三〇歳)	住友セメント雇用関係確 認等請求事件 三井造船仮処分申請事件	東京地裁 昭四六・四・八判決 東京地裁 昭四八・三・一二判決 東京高裁 昭四八・三・一二判決 東京地裁 昭四八・三・二三判決 東京高裁 昭五四・三・一二判決 最高裁 昭五六・三・二四判決 静岡地裁 昭四八・一二・一一判決 沼津支部 昭四八・一二・一一判決 東京高裁 昭五〇・二・二六判決 最高裁 昭五〇・八・二九判決	東京地裁 昭四一・一二・二〇判決 大阪地裁 昭四六・一二・一〇判決 東京地裁 昭四四・七・一判決 名古屋地裁 昭四七・四・二八判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇をおこなうものであり、女子の結婚を制約するゆへ民法九〇条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭和四三・七和解成立)。 結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法九〇条に違反し無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭和四八・一一和解成立)。 女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序良俗に反して無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭和四七・一一和解成立)。 「x1女 地位保全仮処分申請」本件定年制は合理的理由なく、公序良俗に反し無効(労働者勝訴)。 本件男女別定年制は合理的理由を有する(労働者敗訴)。 同 旨(労働者敗訴)。 本件男女別定年制は合理的理由がなく民法九〇条により無効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条により無効と解するのを相当とし、上告棄却(労働者勝訴、確定)。 男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。

(出所) 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館、2000年。

「女子若年定年制に抗して」



(注) 30歳定年制に抗してたかう名古屋放送・大木捷さん。1970年5月
(出所) 金谷千慧子編『日本民衆と女性の歴史』明石書店、1991年。

さとともに精神的強さをも必要とする長距離走は女子には不可能な競技と見なされ、男女の力の隔絶を象徴するものと思われてきたが、競技で見せた女子の力は、女性観の大きな転換をもたらした。

具体的な社会的地位に目を向けると、昭和45年(70)の中根千枝の東大教授就任を皮切りに、高裁・最高裁判事、区長、税務署長、女性党首、学長、文部大臣等重要なポストに女性が就任し、文字通り女性の地位の向上を示している。いまや女性も男

位につく可能性を増大すること、雇用の機会均等などを主張。日本では1970年頃から現れはじめ(写真「ウーマンリブ銀座に」)、同年11月14日に初の大会が開かれたのである。また、昭和54年(79)には日本女性学会が組織され、学術団体として重要な活動を開始した。その設立趣意書は次のように語る⁹⁾。

“女性学”とは、人間としての女性尊重の立場から、学際的に女性およびその関連の諸問題を研究する学問であり、女性の視点(立場)でもって既成の諸学問を洗い直すものである。

そして注目されるのは、同年行われた第1回東京国際女子マラソンである(写真「第1回東京女子マラソン」)。身体的な強

「ウーマンリブ銀座に」



(注) 1970年10月
(出所) 『朝日新聞』2009年6月29日。

「第 1 回東京女子マラソン」



(出所) 金谷千慧子編『日本民衆と女性の歴史』明石書店、1991 年。

性と対等に、いやそれ以上に優秀な存在として認知され始めた。

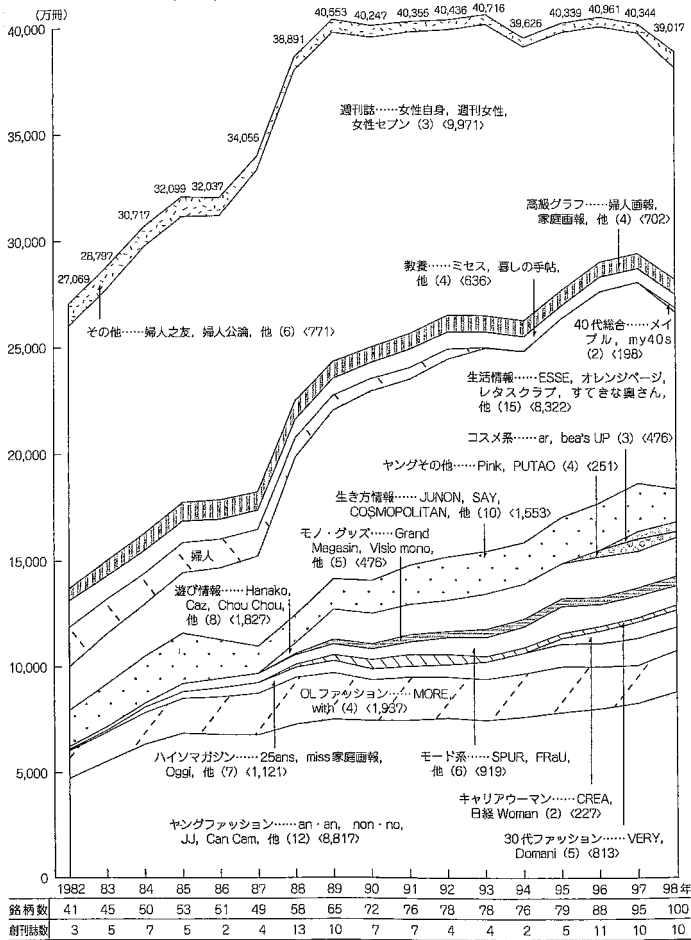
前の時期には『週刊女性』など数誌であった女性雑誌も、昭和 45 年 (70)、46 年 (71) には『an・an』『non・no』が、52 年 (77) には『More』『クロワッサン』が、55 年 (80) には『COSMOPOLITAN』や『とらばーゆ』、58 年 (83) には『Say』『ViVi』『Free』『Lee』、63 年 (88) には『Hanako⁽¹⁰⁾』『日経 WOMAN』など創刊が相次ぎ、史上最高の 250 誌を記録している (図 1)。

このような女性雑誌は、美容や趣味や芸能記事を満載しつつも、他面で新しい生き方を問いかける役割を果たすものでもあった。とくに、『More』や『クロワッサン』は、「女の自立」「キャリアウーマン⁽¹¹⁾」「翔んでる女⁽¹²⁾」等の流行語を生み出し、解放への気運を促したことはたしかである⁽¹³⁾。

教育面では、前にみたように、永い闘いの末に、平成 6 年 (94) 家庭科の男女共修が実現した。教育制度として長らく男女の性別役割を規定していた家庭科が共修となったことは、男女平等化の推進にとってきわめて重要な役割を果たすものといえる。また、平成 8 年 (96) には、女性学の大学院専攻も設けられた。

またこの時期には、次第に高まる女性の地位を背景に、あらためて注目される裁判の動きがある。1 つは、昭和 61 年 (86) の夫婦間レイプ裁判、2 つは、平成 4 年 (92) のセクシャル・ハラスメント裁判、3 つは平成 15 年

図1 女性雑誌のジャンル別年間発行部数推移



(出所) 『ジェンダー白書』ポプラ社、1999年。

(03) の賃金格差訴訟である。前者は、正確な意味での夫婦間レイプに関する判断ではないが、「夫婦間レイプ」の問題に多くの関心を引きつけたものといえる。中者(福岡セクシャル・ハラスメント裁判)は、職場の上司から、

「不倫している」「夜遊び女」など身に覚えのない性的悪評を言い触らされたうえ、退職を強要され、女性として的人格、尊厳を著しく傷つけられたとして、福岡市の独身女性が自分の上司と会社を相手どり慰謝料 (360 万円) を求めて平成 2 年 (90) 福岡地裁に訴えを起こしたもので、平成 4 年 (92) 4 月、女性としての尊厳や性的平等につながる人格権を侵害したとして、165 万円の支払いを命じた⁽¹⁴⁾。また、セクハラ裁判では、平成 15 年 (03) 被害者と両親に対する慰謝料が認められるなど、裁判の進展がみられた⁽¹⁵⁾。中者は、性差別による賃金格差訴訟で、過去最高額を認容⁽¹⁶⁾。この時期のこうした裁判の動きは、女性のそれまでのいわば性的隷従に対して、解放の途を開くものであった。

最後に、女性の地位向上にかかわる重要な法制度をみておこう。昭和 61 年 (86) には、雇用の平等を図る目的で「男女雇用機会均等法」が施行されている。これは、種々の問題を抱えたものであったが、少なくとも雇用における男女平等が法律として規定された意味は大きい。均等法はその後平成 9 年 (97) と平成 18 年 (06) に、その強化を目的とした改正が行われている。さらに、今日では、男女共同社会を目指す「男女共同参画社会基本法」も施行され、「改正均等法」と相俟って男女平等の社会風潮を後押しするものとなった。

このように、この時期には、結婚退職制度や女子若年定年制などの差別的な法制度が解消される一方で、雇用機会均等法や共同参画基本法などの格差是正の法制度が成立をみるなど、女性の地位向上に向けての動きが顕著となっている。また、社会的に重要なポストを女性が占めることも珍しいものではなくってきた。そして、女性雑誌の増加や、ウーマンリブの活動、ハードなマラソンへのチャレンジなど、女性の力強さを顕示する社会事象が陸続と発現している。こうして今日、女性たちは男性と対等・平等な地位を獲得しつつあり、「男性支配、女性従属」の仕組みから解放されようとしている。

以上、この時期の社会風潮をみると、性愛の放縦化は急激に進み、夫婦の

きずなの要である「性愛」は脆い状況に置かれている。しかも、マスメディアを通じて、夫婦を一生のものとする考え方も希薄になり、何かあればいつでも離婚に向かう態勢が強化されてきている。そして、こうした状況は、対等・平等な生き方を可能にする社会的・経済的な条件が整備される中で、加速化されている。

[注]

- (1) これは一組の愛人同士が待合いなどにこもってひたすらセックスにいそしんだあげく、いっそうの肉体的な歓びを求めて性交中に合意のうえで女が男の首を絞めて死に至らしめ、そのあと、彼女は男の性器を切り取って逃げて逮捕されたという、1936年に実際に起こってセンセーションをまき起こした事件の映画化である。一般に淫乱な男女によるただ肉体的な欲望の追求だけの行為の果てに生じた情痴事件と見られているこの事件を、大島渚は、ひとつの愛の極地として描いている。佐藤忠男『日本映画大全4』岩波書店、1995年。
- (2) 「どうしてこんな問題がわからないんだ。もう少し努力しなさい」と先生がいうと、「それは、先生がちゃんと教えてくれないからです」という。自分のできないことの原因は自分の努力不足よるといった捉え方をしないで、「教えてくれなかった」父母や教師の責任にする子どものこと。1984年、テレビドラマ『くれない族の反乱』の放送で流行語として定着。ただこの場合は子ども世代ではなく、生活が安定して経済的には何の不満もない主婦層にまでこの現象が広まっていることを知らせた。『現代用語 20世紀事典』自由国民社、1988年。
- (3) 議論の中で、アウトセックス論が説かれた。これは、相互所有はしない、しかも男女お互いを解放し合うセックス非所有の理論。一般的な浮気もこれに入る。現在の一夫一婦制における性交だけが本来の姿ではない。これは社会が作り上げてしまったものだという観点から、とくにルーネ・ベール・オーロフソンが唱えたセックス・モラル。『現代用語 20世紀事典』。
- (4) 見合い、結婚、ハネムーンがすんで成田へ着いたとたん、「私、どうしてもあなたといっしょにやって行けないわ」と、だいたい女性の方が離婚宣言をする。“どうも彼はマザコンじゃあるまいか”、“どうも趣味が悪い”、“無作法なふるまい”など言い分はさまざま。『現代用語 20世紀事典』。
- (5) 熟年離婚については、小谷朋弘『高齢社会を生きる』成文堂、2008年を参照。
- (6) 家庭内離婚には、普通の夫婦の「ほとんど離婚」状態の多様化は、夫が愛人宅にいて帰らない旧い「男尊女卑型」、正式に離婚したのに同居している「新型」、夫が病む

か老いるかしたときに仇を取るために別れない「怨念型」など多様なタイプがある。

- (7) 新潟日報社『妻からの三くだり半』新潟日報事業社、2000 年。48～49 頁。
- (8) 『LIZ』vol. 1、1997 年、6～7 頁。
- (9) 1979 年 6 月 28 日日本女性学会。総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘 文館、2000 年、216 頁。
- (10) 首都圏に暮らすワーキング・ガールズに向けて創刊された雑誌『Hanako』が大ヒット。そのうち、手の届く範囲で高級品を揃え贅沢な生活を送るニューリッチの中でもことさらキャリアを志向するわけでもなく、当面は結婚願望もないという 20 代後半の女性を Hanako さんと呼ぶようになった。『現代用語 20 世紀事典』。
- (11) アメリカでベストセラーとなった本の邦訳名 (1978 年サイマル出版会)。著者は M・ヘニッグと A・ジャーデムの 2 女史で、主要企業の経営幹部になった 25 人の女性へのインタビューをまとめたもの。オフィス・レディーからキャリア・ウーマンへと男性と対等の立場で仕事をしていく気運を生み出した。『現代用語 20 世紀事典』。
- (12) 「翔んでる女」は、自分の人生を、自立的に生きる女性を指す流行語。1973 年アメリカで出版され、ベストセラーとなり日本でも翻訳されたエリカ・ジョングの小説『翔ぶのが怖い』の名称から取り上げられた。『現代用語 20 世紀事典』。
- (13) 井上輝子・女性雑誌研究会『女性雑誌を解説する - COMPAREPOLITAN 日・米・メキシコ比較研究 -』垣内出版、1989 年、39 頁。
- (14) 大脇雅子・中野麻美・林陽子『働く女たちの裁判』学陽書房、1996 年、118～121 頁。
- (15) 広島市内の女性がアルバイト先の会社で男性社員にセクハラを受けたとして慰謝料を求めた 訴訟で広島地裁はセクハラを認定し、女性の両親へ慰謝料を含めた約 26 万円を支払うよう、会社と男性社員に命じた。親に対する慰謝料を認めたのは異例。
- (16) 昭和 59 年 (1994) に提訴していた性差別による賃金格差訴訟の判決で、東京地裁は一人当たりの賠償額としては過去最高の 4500 万円余の賠償を命令。

5. 総合的考察

以上を総括しよう。戦後後半期には、法の次元では、婚氏続称制度をはじめ直接強制や間接強制による養育費確保制度の展開など離婚法システムがさらに拡大し、離婚へのハードルがますます低くなっていった。

一方、教育の次元では、当初高度成長経済を背景に政財界の思惑もあって、

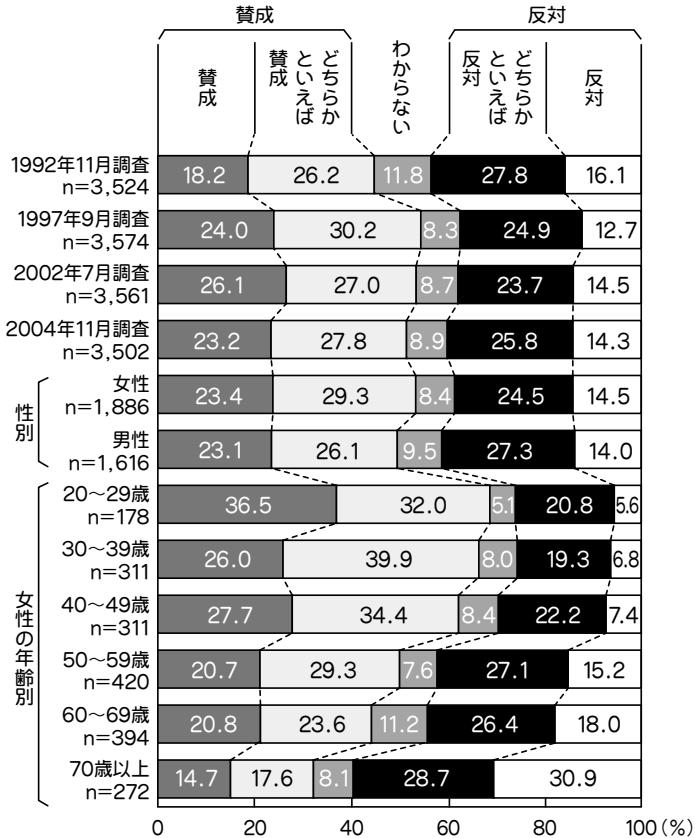
戦前回帰的な男女別学を目指す動きもみられた。しかし、家庭科の男女共修運動の広がりもあって、90年代に入ってようやく学校教育における男女平等教育が実現されるに至った。また女性の進学志向も高まり、大学進学率も男子とほぼ同水準に到達した。そしてこうした高学歴化を背景に、女子においては権利意識や自己実現欲求が強化された。

だが、女子の権利意識や平等意識が進む反面で、男子の意識改革は進まず、両者の意識のズレは今日に至るまで解消されない。そうした意識のズレが、伝統的な性別役割分業に対する男女の対立、暴力による支配の正統性をめぐる男女の対立、嫁として父系親族ネットワークに組み込まれることに対する男女の対立の根源となり、今日の主要な離婚原因のもとを形づくることになる。

また、社会風潮に目を転じれば、今日、性や愛の急速な開放化とともに、離婚に対する許容度は増し、さらに社会進出が常態化する中で女性の地位も格段に向上した。いまや女性においては、男尊女卑の考え方や支配と服従の関係は排斥され、一人の人間として尊重されること、自由で平等に生きることが模索される。こうして、自らが納得し得る自由な生き方が許されなければ“離婚も辞せず”という考え方が強まっていく (図2)。

では、翻って、なぜ平等意識が根付かないのであろうか。それは、男女平等に向けての動きが必ずしも真の男女平等意識から生まれたものではないことである。このことは、平等化をもたらした重要な法制度の成立過程をみると分かる。すなわち、それら諸制度の成立は、「外圧」あるいは国際的圧力によるものが多い。たとえば、「均等法」の成立にしても「女子差別撤廃条約⁽¹⁾」の批准によって、いわば“やむを得ず”作られたという経緯がある。いわく、“均等法はわがくには馴染まない”、いわく“時期尚早である”等。また「男女共同参画社会基本法」にしても、第4回世界女性会議における「行動綱領」をうけて実現したものである。また、振り返っていえば、前にみた「婚氏統稱制度」や「裁判管轄改正」も国際婦人年を背景に制度改正さ

図2 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について



(出所) 内閣府「男女共同参画社会に関する調査」2004年。

れたものである。さらに、DV防止法の制定も、女性の不屈の取り組みから実現をみた。その意味で、男女平等化の動きは政府の主導というよりは女性自らの闘いや国際社会の圧力によって実現されたわけで、ここにわが国の文化的風土としての男尊女卑や性別分業観の根強さをみてとることができる。そしてこのような文化的風土は、実証的データからも裏付けられる。

すなわち、国連開発計画が発表した人間開発報告書で、日本は、国民生活の成熟度を示す「人間開発指数」では4年連続9位であるが、「女性の社会進出測定値」では44位で、先進国中最低水準である。その一方で、女性蔑視的な女性観も依然拭い切れていない。それは、相次ぐ政治家の問題発言に鮮明である。「レイプする人は元気である」(太田)、「子どもを一人もつからない女性の面倒を税金で見なさいとはおかしい」(森)。「女性は子どもを産む機械である」(柳沢)。

これまで女性の地位向上はたしかに進んではきたものの、いまだ男女平等の状況には程遠い。G. ホーフステッドにならえば、日本の社会は男性化度が強すぎる社会といえる(表2⁽²⁾)。男性化度が高い社会とは、「仕事優先」であり、「男性は自己主張的にふるまい、女性は養育的」「両性の役割には、明白な差異がなければならず」「男性はあらゆる状況で支配者でなければならない」。それに対して男性化度が低い社会とは、「生活優先」であり、「男性は自己主張せず、養育的役割を引き受け」「両性の役割には差異があっては

表2 男性化の社会規範 (男性化度の強すぎる日本)

男性化指標の低い国	男性化指標の高い国
人間中心主義	金銭と物質中心主義
生活の質と環境の重視	業績達成と成長の重視
生活優先	仕事優先
奉仕の優先	業績達成の優先
相互依存の重視	独立の重視
直観	決断力
不運な者に対する共鳴	成功者に対する共鳴
平等化：他にぬきん出るな	卓越化：最高をめざせ
小さいこと、ゆっくりしたことは美しい	大きいこと、早いことは美しい
男性は自己主張的である必要がなく、養育的役割を担うことができる	男性は自己主張的にふるまい、女性は養育的にふるまわねばならない
社会における両性の役割には差異があってはならない	社会における両性の役割には、明白な差異がなければならず
性別の差は、権力の差異であってはならない	男性はあらゆる状況において、支配者でなければならない
ユニセックス(両性の無差別)と両性具有を理想とする	マチスモ(これ見よがしの男らしさ)を理想とする

(出所) 善積京子編『結婚とパートナー関係』ミネルヴァ書房、2000年。

ならず」「性役割の差が権力の差異にならない」。一言でいえば、平等社会か不平等社会か、である。日本はまさに不平等社会の先頭を走る (表 3)。

表 3 各国の男性化指標の値

国名	男性化指標		国名	男性化指標	
	実測値	女性の比率をコントロールした場合		実測値	女性の比率をコントロールした場合
日本	95	87	ブラジル	49	44
オーストリア	79	75	シンガポール	48	52
ヴェネズエラ	73	70	イスラエル	47	41
イタリア	70	72	トルコ	45	53
スイス	70	67	台湾	45	38
メキシコ	69	64	イラン	43	52
アイルランド	68	74	フランス	43	41
イギリス	66	66	スペイン	42	35
西ドイツ	66	59	ペルー	42	32
フィリピン	64	58	タイ	34	45
コロンビア	64	56	ポルトガル	31	32
南アフリカ共和国	63	60	チリ	28	26
アメリカ	62	—a)	フィンランド	26	51
オーストラリア	61	59	デンマーク	16	22
ニュージーランド	58	55	オランダ	14	—b)
ギリシア	57	73	ノルウェー	8	10
香港	57	61	スウェーデン	5	6
アルゼンチン	56	50	39 カ国の平均 (ヘルメス社)	51	51
インド	56	47			
ベルギー	54	53			
カナダ	52	53	ユーゴスラビア (同一業種)	21	42
パキスタン	50	40			

a) 職種別データは、男性だけから得られた。

b) このデータについては、性別をたずねなかった。

(注) 第 2 因子の因子得点にもとづく値は、40 カ国、14 項目の仕事目標から成るデータ・マトリックスを因子分析にかけて見出された。仕事目標の得点は、七つの職種から成る層別標本に対する前後 2 回の調査から計算されたものである。実測値、および各国の標本中に占める女性の比率をコントロールした後の値を示してある。

(出所) 表 2 に同じ。

いつまでたっても、女性にとって生き難い社会状況が続く中で、性や愛、離婚等の自由奔放な風潮の広がりをうけ、また、一個の人間として自らの生き方を大切にしようとの考え方に押されて、問題のある夫婦関係なら積極的

表4 産業別女性雇用者数および構成比の推移

区分	全産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	運 輸 ・ 通 信 業	情 報 通 信 業	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	飲 食 店	金 融 ・ 保 険 業	卸 売 ・ 小 売 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	サ ー ビ ス 業	医 療 ・ 福 祉	教 育 ・ 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 業	サ ー ビ ス 業 (他に分 類され ないもの)	公 務
雇用者数 (万人)	1975	1,167	8	1	1	49	361	4	38	-	-	290	71	-	-	312	-	-	-	-	31
	1980	1,354	9	2	1	58	386	4	39	-	-	351	82	-	-	388	-	-	-	-	33
	1985	1,548	9	3	1	57	435	4	41	-	-	408	90	-	-	464	-	-	-	-	35
	1990	1,834	11	2	1	72	471	4	51	-	-	493	121	-	-	567	-	-	-	-	36
	1995	2,048	14	2	1	87	457	5	65	-	-	560	123	-	-	686	-	-	-	-	42
	2000	2,140	15	2	1	82	402	5	75	-	-	611	109	-	-	783	-	-	-	-	47
	2004	2,203	16	1	1	72	338	4	-	44	50	-	102	487	158	-	395	130	27	312	48
	2005	2,229	16	1	1	67	328	4	-	44	52	-	101	497	154	-	408	137	27	323	49
2006	2,277	19	2	1	68	336	4	-	45	54	-	100	502	156	-	423	137	26	341	47	
構成比 (%)	1975	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2	30.9	0.3	3.3	-	-	24.9	6.1	-	-	26.7	-	-	-	-	2.7
	1980	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3	28.5	0.3	2.9	-	-	25.9	6.1	-	-	28.7	-	-	-	-	2.4
	1985	100.0	0.6	0.2	0.1	3.7	28.1	0.3	2.6	-	-	26.4	5.8	-	-	30.0	-	-	-	-	4.7
	1990	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9	25.7	0.2	2.8	-	-	26.9	6.6	-	-	30.9	-	-	-	-	2.0
	1995	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2	22.3	0.2	3.2	-	-	27.3	6.0	-	-	33.5	-	-	-	-	2.1
	2000	100.0	0.7	0.1	0.0	3.8	18.8	0.2	3.5	-	-	28.6	5.1	-	-	36.6	-	-	-	-	2.2
	2004	100.0	0.7	0.0	0.0	3.3	15.3	0.2	-	2.0	2.3	-	4.6	22.1	7.2	-	17.9	5.9	1.2	14.2	2.2
	2005	100.0	0.7	0.0	0.0	3.0	14.7	0.2	-	2.0	2.3	-	4.5	22.3	6.9	-	18.3	6.1	1.2	14.5	2.2
2006	100.0	0.8	0.1	0.0	3.0	14.8	0.2	-	2.0	2.4	-	4.4	22.0	6.9	-	18.6	6.0	1.1	15.0	2.1	

(出所) 総務省統計局「労働力調査」2006年。

に解消して新たな生き方を選び取る方向が広がってきたのも当然のことといえよう。

そして経済的条件も、以前に比べれば格段に整ってきている。すなわち、戦後後半期における女性の労働環境は、高度経済成長の展開のもとに格段とすすんだ。平成 18 年 (2006) 現在、女性の雇用労働者は 2,277 万人 (男性雇用労働者は 3,194 万人) で雇用者総数の 41.6 % を占めるとともに、あらゆる分野に進出している。女性が仕事をもつことはいまや普通のこととなった (表 4)。また、キャリアを積み、重要なポストに就く女性も増えてきている。もちろん男女の格差は完全に払拭されたわけではない。賃金格差もいまなお厳然と残っている。しかし、前時代に比べれば、離婚して一人で生きていくことがかなりの程度まで可能となった。

まとめていえば、離婚を支える法システムの拡大、自立志向をうながし高度な学力保障をもたらす教育の力、そして対等・平等な関係構築を訴えかける社会風潮や離婚を罪悪視しない自由な社会風潮が、経済的基盤の確立のもとに“満足できなければ離婚すればいい”という考え方を促した、といえる。

最後に、戦後後半期の複雑な動きについて、考察しておきたい。

あらためて図 4 をみてみよう。注目される動きは 2 つある。1 つは、昭和 58 年 (1983) 以降の減少と昭和 63 年 (1988) 以降の増加。2 つは、平成 14 年 (2002) 以降の減少である。

まず、1 つ目の動きであるが、増減の動向をよく見ると、昭和 58 年 (1983) 時の水準 1.51 に回復したのは、平成 5 年 (1993) である。その間の年数はちょうど 10 年になる。10 年という短期間の増減を考えたときに、社会統制装置との関連を辿ることは難しい。教育や社会風潮の統制効果は時間的に長期を要する。法制度については、前にみたように、明治民法の制定のようなトピックスがあれば、ドラステイックな変動が起こりうる。しかし、昭和 58 年 (1983) にそうした法制度的革新はみられない。となれば、経済的要因に目を向けるしかないが、そうすると、考えられるのはバブル経済期

の豊かさである。豊かさ故に、夫婦の対立・葛藤があからさまにならなかったのではないか。

バブル経済との関連は、改めて検証しなければならない問題であるが、結論的にいえば、10年間の短い変動は、全体の動向をみるうえでそれほど重要ではない。

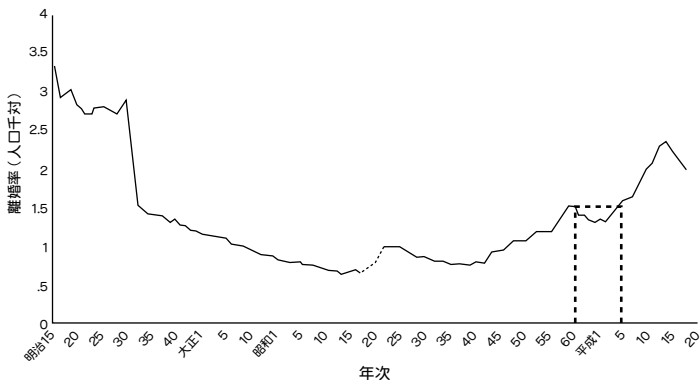
2つ目の動きである。平成14年（2002）以降の減少は、まだ先の見えないうえに、1つ目の動向以上に重要である。

この動きは、今のところ、法制度との関連が見てとられる。すなわち、児童扶養手当の改悪が平成14年（2002）に行われた。母子家庭の経済基盤として重要な児童扶養手当の所得制限は、離婚の選択に大きな作用を及ぼしたと考えられる。くわえて、近年では、児童扶養手当の減額がスタートしている。

新しい法制度としてスタートした離婚時年金分割制度の影響が注目されるが、それは年金支給年齢層の離婚を押し上げてはいるものの、全体的影響は少なく、離婚減少の動向を反転させるほどのものではない。

こうした法制度以上に関心が持たれるのが、社会風潮である。結婚や離婚

図4 離婚紛争の推移



(出所)『人口動態統計』から作成。昭和19年から21年までは空白期

に関する意識調査をみると、家庭志向が強まり、離婚への批判的意識がみられる。平成 14 年 (2002) 以降の減少傾向はどうか、家族のまとまりとか家族の温かみとか、いわば家族主義への回帰によるものと思われる。その意味で、今後の離婚動向が注目される。

[注]

- (1) 1979 年 12 月 18 日国際連合総会で採択され、1981 年 9 月 3 日に発効した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。女子に対する差別を定義し、法制面の平等とともに男女の定型化された役割に基づく偏見や慣行の撤廃を締結国に求める。
- (2) 原資料は、G. ホーフステッド、萬成博・安藤文四郎監訳『経営文化の国際比較』産業能率大学出版部、1984 年。